

岐阜県公報

第二千七百二十八号
平成二十八年三月四日

(金曜日)

目次

告示

平成二十七年産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格等

道路の区域変更

道路の供用開始

中津川都市計画下水道事業の変更認可

土岐都市計画下水道事業の変更認可

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示の一部改正

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

平成二十八年技能検定(前期及び随時)の実施

基本測量の終了

公共測量の終了

教育用パソコン更新に係る機器等の購入、サーバの賃貸借並びにシステム構築及び運用保守業務委託に関する仕様書

に対する意見招請に関する公告

(森林整備課) 一三二

(道路維持課) 一三一

(同) 一三三

(下水道課) 一三六

(同) 一三六

(出納管理課) 一三六

(商業・金融課) 一三七

(同) 一三七

(同) 一三九

(産業技術課) 一四〇

(用地課) 一四四

(同) 一四四

(教育財務課) 一四四

告示

岐阜県告示第百号

県が生産した平成二十七年産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格等を次のとおり定めたので、林業用種苗配付規則(昭和二十四年岐阜県規則第六号)第三条の規定により告示する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

種類	樹種	予定数量(キログラム)	一キログラム当たりの税込み価格(円)
育種種子	すぎ	六・七〇	同
同	ひのき	一九・三〇	同
同	あかまつ	〇・一〇	同

岐阜県告示第百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	一般国道	路線名	四百十八号	区	山県市笹賀田乗入会字水 柵二番八地先から 同市同町同字同 一番四地先まで	区域	別後	変更	敷地の幅員	延長	備考
							後	前	ル(メートル)	ル(メートル)	
							二六・〇	二六・〇	五・六 四・七	二六・〇	

岐阜県告示第百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	一般国道	路線名	三百六十号	区	飛騨市河合町保木林字家 廻二〇六番二地先から 同市同町同字東 垣内一三三番一地先まで	区域	別後	変更	敷地の幅員	延長	備考
							後	前	ル(メートル)	ル(メートル)	
							二六・五	二六・五	五・五 八・五	一五・〇	

岐阜県告示第百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	一般国道	路線名	二百四十八号	区	加茂郡坂祝町大針字西ノ 川一六番五地先から 同郡同町黒岩字東野 一四八番一三地先まで	区域	別後	変更	敷地の幅員	延長	備考
							後	前	ル(メートル)	ル(メートル)	
							三・六 六・五	三・六 六・五	三・六 六・五	三・四	

岐阜県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	県道	路線名	粟安野食線	区	岐阜市粟野西三丁目八二 番五地先地内	区域	別後	変更	敷地の幅員	延長	備考
							後	前	ル(メートル)	ル(メートル)	
							二・〇 二・〇	九・五 九・六	二・〇 二・〇	一〇・〇	

岐阜県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	河神 合岡線	飛驒市河合町保字保峠二〇九五番七地先から 同市同町同字同二〇八九番八地先まで	後 前	二〇・六 一八・五	一七五・一	

岐阜県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	河神 合岡線	飛驒市河合町保字保峠二〇九五番七地先から 同市同町同字同二〇八九番八地先まで	後 前	二〇・六 一八・五	一七五・一	

岐阜県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	白鹿 倉線	郡上市美並町白山字羽佐古口四六九番五地先から 同市同町同字同四六九番九地先まで	後 前	二〇・五 一四・三	三〇・〇	

岐阜県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	白鹿 倉線	郡上市美並町白山字羽佐古口四六九番五地先から 同市同町同字同四六九番九地先まで	後 前	二〇・五 一四・三	三〇・〇	

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道	道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
二百五十六号				郡上市和良町方須字深瀬下野 九五四番地先から	三六〇	平成二六・三 四	平成二七・二七 二五・二六
				同 市同 町同 字深瀬上野 一〇〇二番一地先まで			

岐阜県告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道	道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
二百四十八号				加茂郡坂祝町大針字尾橋七四 〇番一地从先から	三六五	平成二六・三 四	平成二七・二七 二五・二六
				同 郡同 町同 字沖二三四 番三地从先まで			

岐阜県告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道	道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
二百四十八号				加茂郡坂祝町大針字沖二三四 番三地从先から	三七〇	平成二六・三 四	平成二七・二七 二五・二六
				同 郡同 町黒岩字東野一四 三六番二地从先まで			

岐阜県告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)

県道	
粟安野食線	
岐阜市粟野西三丁目八二番五地先地内	
1100	
平成 26.3.4	
平成 26.3.4	

岐阜県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類
見国府座線	路線名
高山市国府町八日町字馬道一八四九番三地先から 同 市同 町同 字同 一 八四二番二地先まで	区 間
1019	延長（メートル）
平成 26.3.4	供用開始の期日
平成 26.3.4	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）

岐阜県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類
河神合岡線	路線名
飛騨市河合町保字保峠二〇九五番七地先から 同 市同 町同 字同 二〇八九番八地先まで	区 間
1751	延長（メートル）
平成 26.3.4	供用開始の期日
平成 26.3.4	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）

岐阜県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類
河神合岡線	路線名
飛騨市河合町保字保峠二〇八三番二地先地内	区 間
1192	延長（メートル）
平成 26.3.4	供用開始の期日
平成 26.3.4	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）

岐阜県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は年度の変更の告知か）
県道	高山線	飛騨市古川町中野字出付一〇七八番六地先から同市同町同字同一〇三三番地先まで	五・六・九	平成二六・三・四	平成三三・三・七 平成二四・三・四

岐阜県告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、中津川都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜県 中津川市

二 都市計画事業の種類及び名称

中津川都市計画下水道事業 中津川市特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

平成五年一月二十九日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、土岐都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜県 土岐市

二 都市計画事業の種類及び名称

土岐都市計画下水道事業 土岐市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年二月二十二日から

平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百十八号

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示（平成二十七年岐阜県告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月十二日から適用する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

本則中「及び楽天銀行株式会社」を「並びに株式会社ジャパネット銀行及び楽天銀行株式会社」に改める。

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十八年三月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年二月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

（仮称）スーパーセンターオークワ可児御嵩インター店

可児市瀬田字神田八六五番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十八年十月二十四日

五 店舗面積

六、二二二平方メートル

六 駐車場の収容台数

三一九台

七 荷さばき施設の面積

一三〇平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年三月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年二月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パローショッピングセンター高山店

高山市岡本町三丁目十八番二 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名

（変更前）株式会社パロー 代表取締役 田代 正美

（変更後）株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代 正美

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 恵那市大井町一八〇番地の

一 外二九者
 (変更後) 株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 多治見市大針町六六一番地
 の一 外二一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年三月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十八年二月二十三日
 - 二 届出者の氏名又は名称
イオンビッグ株式会社
 - 三 建物の名称及び所在地
ザ・ビッグエクストラ山県店
山県市大字高木字戸羽一三五五 外
 - 四 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ザ・ビッグエクストラ岐阜山県店
(変更後) ザ・ビッグエクストラ山県店
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) イオンビッグ株式会社 代表取締役 鈴木 新樹 外七者

(変更後) イオンビッグ株式会社 代表取締役 鈴木 新樹 外二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年三月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十八年二月十七日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社パローホールディングス
- 三 建物の名称及び所在地
パローショッピングセンター高山店
高山市岡本町三丁目一八番二 外
- 四 変更しようとする事項
駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 駐車場(店舗西・北西側) 一一七台
駐車場(店舗北西側) 八九台
駐車場(店舗北西側) 五四台
駐車場(店舗西側) 七六台
駐車場(屋上) 二〇九台
(変更後) 駐車場(店舗西・北西側) 一一八台
駐車場(店舗北西側) 九一台

駐車場（店舗北西側）五四台

駐車場（店舗北東側）七三台

駐車場（屋上）二〇九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）三箇所

（変更後）四箇所

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年三月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年二月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

イオンビッグ株式会社

三 建物の名称及び所在地

ザ・ビッグエクストラ山県店

山県市大字高木戸羽二三五五番地 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）四五一台

（変更後）三五〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）三箇所

（変更後）六箇所

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十八年三月四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー可児坂戸店（Aゾーン）

可児市坂戸字落田一 二番 外

二 意見の概要

可児市長の意見

・ 開発区域南側（県道御嵩犬山線）の出入りについて、岐阜県及び公安委員会と協議し、安全に十分配慮した計画とすること。

・ 開発区域北側及び西側にある住宅地と接道する市道（七〇 三号線、七 六号線、七 七号線、七 八号線）において、道路幅員が十分でなく歩道もないため、交通量増加に伴う生活環境への影響が懸念される。生活環境を保持するためにも、来客車両の通り抜けを避け、開発区域南側（県道御嵩犬山線）へ出入りするよう誘導すること。

・ 駐車場の騒音、A・D荷さばき施設の作業音、事業所敷地内の自動車の走行音及び室外機等の騒音発生施設について、苦情がでないように対策すること。

・ 必要な範囲内の照明とすること。

・ 適正な明るさの照明を設置すること。

・ 上方への光が無駄に漏れないよう（上方光束比は5%以下）にすること。

・ 照明が居住者への睡眠等の生活の妨げにならないよう、近隣建物への影響を及ぼ

さないよう配慮すること。

・歩行者、運転者等に対して不快なグレア（眩輝）を与えないようグレアの制限を行うこと。

・農作物に障害光を与えないこと。

・事業者起因する苦情が発生した場合は、事業者の責任において適正に対処すること。

（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十八年三月四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー可児坂戸店（Bゾーン）

可児市坂戸字高坪七 番外

二 意見の概要

可児市長の意見

・開発区域南側（県道御嵩犬山線）の出入りについて、岐阜県及び公安委員会と協議し、安全に十分配慮した計画とすること。

・開発区域北側及び西側にある住宅地と接道する市道（七 三号線、七 六号線、七 七号線、七 八号線）において、道路幅員が十分でなく歩道もないため、交通量増加に伴う生活環境への影響が懸念される。生活環境を保持するために、来客車両の通り抜けを避け、開発区域南側（県道御嵩犬山線）へ出入りするよう誘導すること。

・駐車場の騒音、A～D荷さばき施設の作業音、事業所敷地内の自動車の走行音及び室外機等の騒音発生施設について、苦情がでないように対策すること。

・必要な範囲以内の照明とすること。

・適正な明るさの照明を設置すること。

・上方への光が無駄に漏れないよう（上方光束比は5%以下）にすること。

・照明が居住者への睡眠等の生活の妨げにならないよう、近隣建物への影響を及ぼさないよう配慮すること。

・歩行者、運転者等に対して不快なグレア（眩輝）を与えないようグレアの制限を行うこと。

・農作物に障害光を与えないこと。

・事業者起因する苦情が発生した場合は、事業者の責任において適正に対処すること。

（届出事項 新設）

平成二十八年技能検定（前期及び随時）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により平成二十八年技能検定（前期及び随時）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施等級等

技能検定は、一級、二級、三級、単一等級、基礎一級及び基礎二級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 前期に実施する検定職種（作業）及び等級区分

1 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、ボール盤作業、横中くり盤作業、ジグ中くり盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニング

センタ作業)、放電加工(数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びタクト板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、木型製作(模型製作作業)、家具製作(家具手加工作業及び家具機械加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業及びインフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業及び石積み作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事業、アクリルゴム系塗膜防水工事業、シーリング防水工事業及びFRP防水工事業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事業、木質系床仕上げ工事業、鋼製下地工事業及びボード仕上げ工事業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告用ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真データ作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 三級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事業)、化学分析(化学分析作業)、塗装(金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

3 単一等級

製麺(手延べ干し麺製造作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ工事業)及び加熱ペイントマシナーカー工事業、塗料調色(調色作業)及び産

三 業洗浄(高压洗浄作業)
 随時に実施する検定職種(作業)及び等級区分
 随時三級、基礎一級及び基礎二級

業洗浄(高压洗浄作業)
 随時に実施する検定職種(作業)及び等級区分
 随時三級、基礎一級及び基礎二級
 鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空調調和機器施工(冷凍空調調和機器施工作業)、染色(系染作業及び繊維物・ニット染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業)及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事業)、防水施工(シーリング防水工事業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事業、カーペット系床仕上げ工事業)、鋼製下地工事業、ボード仕上げ工事業及びカーテン工事業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作

業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

注 随時実施の三級の試験については、受検しようとする検定職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受検することができるものとします。

四 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）で定める額とします。

2 学科試験 三千百円

五 実施期日

1 前期

(一) 実技試験

平成二十八年六月二日（木）から同年九月七日（水）までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 学科試験

(1) 平成二十八年七月十七日（日）に実施する検定職種

三級

園芸装飾、造園、鑄造、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、広告美術仕上げ及びフラワー装飾

(2) 平成二十八年八月二十一日（日）に実施する検定職種

ア 一級、二級及び三級

金属熱処理

イ 一級及び二級

造園、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装

ウ 単一等級

製麺及び産業洗浄

(3) 平成二十八年八月二十八日（日）に実施する検定職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、木型製作、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ

け

(4) 平成二十八年八月三十一日（水）に実施する検定職種

一級及び二級

写真

(5) 平成二十八年九月四日（日）に実施する検定職種

ア 一級及び二級

園芸装飾、鑄造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾

イ 単一等級

路面標示施工及び塗料調色

2 随時

実技試験及び学科試験は、平成二十八年四月一日（金）から平成二十九年三月三十一日（金）までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

六 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

七 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

前期試験の問題の公表は、平成二十八年五月二十六日（木）から行います。

八 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 前期

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(3) 四に定める手数料

(4) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

(二) 随時

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

2 提出先

(2) 四に定める手数料
千五〇二 〇八四一 岐阜市学園町二丁目三番地 岐阜県人材開発センター内
岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 二二三三 四七七七)

3 受付期間

(一) 前期
平成二十八年四月四日(月)から同年四月十五日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(二) 随時

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面(写しでも可)を同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けません。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるもの限り、受け付けません。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

九 合格の発表等

1 前期

(一) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成二十八年七月十七日(日)に学科試験を実施する検定職種に関しては同年八月二十六日(金)、その他の検定職種に関しては、同年九月三十日(金)に岐阜県商工労働部産業技術課前に掲示されます。

実技試験又は学科試験の合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十八年七月十七日(日)に学科試験を実施する検定職種に関しては同年八月二十六日(金)付けの書面で、その他の検定職種に関しては同年九月三十日(金)付けの書面で通知されます。

(三) 技能検定合格証書の交付
一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

2 随時

(一) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会が書面で通知します。

(二) 技能検定合格証書の交付
三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

十 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験(要素試験及びペーパーテスト)の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口(県庁二階) 電話〇五八 二七二 一一一 内線二二九六

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 その他

技能検定についてご不明な点は、岐阜県商工労働部産業技術課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線三三三三四）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二二三三 四七七七）までお問い合わせください。

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）

三 作業期間

平成二十七年七月十日から
同 二十八年二月十六日まで

四 作業地域

大垣市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により高山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

高山市

二 作業種類

公共測量（高山駅周辺土地区画整理事業）

三 作業期間

平成二十七年七月十日から
同 年十月三十日まで

四 作業地域

高山市

教育用パソコン更新に係る機器等の購入、サーバの賃貸借並びにシステム構築及び運用保守業務委託に関する仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

教育用パソコン更新に係る機器等の購入、サーバの賃貸借並びにシステム構築及び運用保守業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

教育用パソコン更新に係る機器等の購入、サーバの賃貸借並びにシステム構築及び運用保守業務委託に関する仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十八年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達役務の名称及び数量

教育用パソコン更新に係る機器等の購入、サーバの賃貸借並びにシステム構築及び運用保守業務委託 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成28年3月22日（火）午後5時（郵送の場合は、必着のこと。）
(2) 提出先 〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県教育委員会事務局教育財務課情報基盤管理係
電 話 058-272-1111（内線3586）
FAX 058-278-2816

E-mail kiban@gifu-net.ed.jp

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。
3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成28年3月4日（金）から平成28年3月22日（火）までの毎日（県

の機関の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject :

Construction, maintenance and administration of the PC network system for educational purposes

(2) Submission Window:

Any time from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from the 4 March 2016 through 22 March 2016 (excluding weekends and national holidays)

(3) Submission Deadline:

5:00 p.m. 22 March 2016
(Submissions by mail must be received by 5:00 p.m. 22 March 2016)

(4) For further information, please contact:

Network and System Section
School Finance Division

Gifu Prefectural Board of Education

Address: 2-2-1 Yabuta-minami Gifu City,

Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-1111 Ext. 3586

Fax: 058-278-2816

E-mail:kiban@gifu-net.ed.jp

平成二十八年三月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社